

リサイクル通信

リサイクルとは？

短かったような夏も終わり一気に秋が来たような、季節の変わり目がわかりにくい今日この頃ですがいかがお過ごしでしょうか？

さて、今回のリサイクル通信はリサイクルについて考えて見ましょう。環境の保護という観点からリサイクルするという考え方が生まれ、よく耳にするのが3つのRですね。リユース(再利用)・リデュース(ゴミの減量)・リサイクル(再資源化)の3Rに加えリフューズ(ごみになるものの拒絶)も加わり4Rになりつつあります。確かに作る側の方たちがリサイクルしやすい素材・加工を考えていただければ我々もリサイクルしやすくなりますね。ただし、現在考えたものがリサイクルに回るのはまだ先の話です。スチール缶やアルミ缶にリサイクルマークがついたことで見ただけで分別ができるようになりまし。



長沼商事株式会社

埼玉県所沢市林 1-306-7

2003.10

たがちがうためです。その品物の形状・成分などをチェックしてそれに合った処理方法をしなければなりません。分別できていればその分リサイクルするのは楽になります。「リサイクルとは分別すること

排気ガス規制について

みつけたり」です。平成十五年十月一日より首都圏で排気ガスの規制が始まりました。今回の規制は県が定める条例と国の法律レベルの規制との2重の規制になりました。このことが今回の

規制をわかりにくくした原因なのでしょう。

8都県市(東京都を中心に)と政令指定都市で構成)で定められた通称「PM条例」。これはディーゼル車の黒煙に含まれる粒子状物質を削減しようというものです。二酸化炭素などで都知事の石原さんがペットボトルに入った黒い粉末を記者会見のときに振りまいている姿がでていきましたがまさにその粉がPMと呼ばれるものです。このPMはさまざまな病気やアレルギーを引き起こす要因のひとつだといわれています。花粉症と喘息はその代表的な例だと言われています。

条例では基本的に初年度登録より7年経過したトラック(乗用車は除く)はPM減少装置を取り付ける等の対策を施す事となっています。未対策車は条例を制定している8都県市内の運行が禁止されます。これはかなり一方的な条例ではないかとの意見も多数ありました。やはり人間の健康を前面にだして押し切つてしまいました。もちろん猶予の条件もあり、補助金の交付もしました(東京都のみ現在継続中)がそれでも7年というのは短いので、それとも考えられるでしょう。ただし、子供が健康被害をうけるとなればどうでしょうか。独身だからとか、子供はいないからとか、自分はその地区に住んでないから関係ないな

なんていわないでください。東京都内の幹線道路での大気汚染はかなり深刻なものとなっています。今年東京都も大気汚染による公害訴訟で原告勝訴に対して控訴はせず敗訴を受け入れました。

次に国の進める排気ガス規制、通称「Nox・PM法」は窒素酸化物とPMの2種類の削減を目的としています。これは特定地域内のみ適用されるもので車両の継続検査(車検)が取得できなくなります。この法律も地域が限定されていまずので不公平感がでるのもつなずけます。

また、関東地区で販売されている軽油ですが以前のものと違い、軽油中に含まれる硫黄分の量が10分の1になるまで精製されています。これはPM減少装置を効果的に作動させるための条件になっています。

今後排気ガスの規制はますます厳しくなると考えられます。現在世界で一番厳しいとされる日本の規制ですが2年後にはアメリカのある州の規制に抜かれてしまうとのこと。そうなることもまた再び・・・となりうる可能性が高いでしょう。

「昔見た青い空、夜空に輝く星々大きく流れる天の川。今宵ペランダでゆつくりと、一杯のグラス片手にくゆらせて、幼きころ、眺めた夜空思い出し、乾杯。」